

平成30年第8回（9月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成30年9月7日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時45分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館 3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

奥家 信弘	横川 信友
賀部 正直	菊 啓治
堤 久英	太田 克弘
	高橋 初美
後藤 進	重吉 信之
若山 清敏	末棟 洋一
高原 孝幸	守口 正典

欠席委員の氏名 井上 幸子

4. 付 議 事 項

- ・議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について

報 告 事 項

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条6項の規定による通知について

5. 農業委員事務局職員

事務局職員 守口 元子、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。      それでは、平成30年第8回（9月）の総会を開催いたします。      それでは、議案に添って進めます。      なお、本日は井上委員から都合により欠席の連絡をいただいておりますので、委員13名での開催となります。      では、2 会長あいさつをお願いします。</p>
奥家会長	<p>それでは、ただ今より平成30年第8回総会を開催いたします。      まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には守口委員、賀部委員のお二人を指名いたします。      議事に入る前に、今回の議案10号農地法3条の事案は、M委員に関する事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。議案終了後に入室、着席していただきます。      それでは、議事に入ります。「議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、1ページをご覧ください。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてです。      この案件は、譲渡契約に基づき、農地の所有権移転を行うための許可申請案件です。      申請農地：吉富町大字広津1116番1 田 106㎡      譲渡人：吉富町大字小犬丸〇〇番地 M.M      譲受人：愛知県尾張旭市〇〇町〇〇番地 Y.Y      （他議案内容朗読及びP2からP6説明）      この申請は、農地法不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。Y.Y氏は、農地取得後の経営面積も3,957㎡となり、吉富町の農地下限面積30a以上の保有となり問題はないと思われれます。以上で説明を終わります。ご審議お願いします。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の堤委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
堤委員	<p>問題等はありません。</p>
事務局	<p>堤委員及び事務局から説明並びに報告がありました。</p>
奥家会長	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>

奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することとします。</p> <p>退席している、M委員に入室してもらいます。</p> <p>続きまして、「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、7ページをご覧ください。「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。申請は、2件となっていますが、今回関連した申請になっていますので、2件を合わせて説明させていただきます。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉367番1 田 面積349㎡ 一般住宅分です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉367番4 田 面積80㎡ 進入道路分です。</p> <p>所有者は、住所今吉〇〇番地のS.Y氏であり、 譲渡人は、367番地1、367番地4ともS.Y氏です。 譲受人は、367番地1、349㎡住宅分は、吉富町大字榆生〇〇番地のM・S氏であります。367番地4、80㎡進入道路分については、譲受人M氏と、Y店の共有地持分2分の1での申請です。</p> <p>(その他議案内容朗読及びP9からP16説明)</p> <p>農地区分につきましては、この申請地は、平成29年9月に農振除外の許可を受けており、「第1種農地の例外規定、集落接続に該当する」となっています。よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、議案第11号について地元委員の横川委員さん、申請地の状況等何か補足説明がありましたら、お願いします。</p>
横川委員	<p>この申請地については、現在耕作していない田であり、周囲も宅地が増えつつある場所です。問題等はないと思われれます。</p>
奥家会長	<p>横川委員及び事務局から説明並びに報告がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>それでは、議案第11号について承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>

奥家会長	<p>それでは、議案第11号について承認することとします。</p> <p>続きまして、「議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」です。17ページからです。今回は3件あります。すべて5条申請に向けての除外申請が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件です。</p> <p>18ページに計画内容の一覧表があります。19ページが位置図です。</p> <p>まず1番目 20ページ  土地の所在：大字今吉229番6 田 399㎡  計画変更の目的：賃貸駐車場  この農地を第三者に駐車場として賃貸をするための除外申請です。県の見解としては、第1種農地例外要件：住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。という事でやむなしの意見をつけています。</p> <p>続いて2番目です。24ページ  土地の所在：大字榆生40番1 田 649㎡  計画変更の目的：建売分譲用地  この農地を第三者に売買するための除外申請です。この近辺が近年宅地造成されている地域となりますので、先ほどの案件と同様、27ページに第1種の例外要件で、転用やむなしの意見をつけています。</p> <p>続いて3番目です。28ページ  土地の所在：大字別府491番 田 501㎡  計画変更の目的：資材置場  この農地を第三者に売買するための除外申請です。これも前の2件と同様、31ページに第1種の例外要件で、転用やむなしの意見をつけています。</p> <p>(他資料内容朗読説明)  以上、説明しましたとおり、判定をしましたので、考慮のうえご審議ください。</p>
奥家会長	<p>事務局から説明がありました。議案第12号の案件についてご意見をいただきたいと思います。この案件についてご意見はございませんか、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
高原委員	<p>2番目、榆生40番地1について、除外後に宅地転用となる予定であるが、接する道路が狭く危険と思うので、今後道路拡幅の予定</p>

	はあるのか。
事務局	ありません。
高原委員	農振除外申請時の時点で、道路の拡幅の計画をしてはどうか。
事務局	今後の検討課題とします。
若山委員	1番目、別府491番地について、進入地の状況、隣接地の所有者等の状況はどうなっているのか。
事務局	隣接地の所有者が、除外後に転用をし、資材置場として利用する。隣接地から進入することになる。
奥家会長	他に、ご意見はございませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第12号につきまして、除外に特段の問題なしということで、意見具申をおこなってよろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	では、議案第12号「吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては先程の意見を具申したいと思います。
	では、次に報告事項が2件あります。まず1つ目は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、32ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の報告事項です。</p> <p>1番・別府636番1・508番1. 3・618番1・641番1・543番1・482番1・487番2の田畑合計5,558㎡</p> <p>O. T氏からの相続により〇〇市のO. K氏が所有権を取得しました。</p> <p>2番・土屋446番畑 230㎡</p> <p>N. M氏からの相続により〇〇市のN. K氏が所有権を取得しました。以上で、報告を終わります。</p>
奥家会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。

各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、2つ目の報告事項「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	33ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。 利用権の合意解約が1件あります。小犬丸761番2、田1、457㎡ 平成26年11月から10年間の契約でした。 貸手は直江〇〇番地のS.K氏、借手は直江〇〇番地のZ.N氏です。借手の都合により解約をしました。合意解約の日は、平成30年8月21日となっています。以上で説明を終わります。
奥家会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますが、何かありませんか。 特になければ、次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。 年間計画どおり、10月10日(水)10:00から吉富フォーユー会館での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	(異議なし)
奥家会長	それでは、これをもちまして平成30年第8回(9月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時45分 閉会